

交付申請の申請期限は、**転入日から14日以内、誕生日から3か月以内**です。
 期限を過ぎた場合は申請した月の初日から受給開始となり、原則、転入日・誕生日に遡及して受給できませんので
 ご注意ください。

ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証交付申請書

令和6年4月1日

(宛先) 秋田市長

ポイント① 童福祉医療費受給者証の交付について、次の事項に同意のうえ申請します。
 市長が、受給資格に係る申請者、扶養義務者および子どもに関する事項について、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)により確認することに同意します。

申請者(保護者等)	フリガナ 氏名	性別	生年月日	子どもから見た続柄	連絡先
	アキタ ハナコ	男	H2年3月13日	母	自宅 携帯 090-0000-0000
	秋田花子	女			ポイント②
	〒010-8560 住所 秋田市山王1丁目1番1号 ポイント③				
	本年1月1日時点の住所地	<input checked="" type="checkbox"/> 本市 <input type="checkbox"/> 本市以外 (都道府県 市区町村)			
	昨年1月1日時点の住所地	<input type="checkbox"/> 本市 <input checked="" type="checkbox"/> 本市以外 (宮城 都道府県 仙台 市町村)			
子ども	フリガナ 氏名	生年月日	住所		
	アキタ タロウ	R4年6月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居監護中		
計の扶養義務者(所得確認対象者)	フリガナ 氏名	生年月日	本年1月1日時点の住所地	昨年1月1日時点の住所地	
	アキタ イチロウ	S38年9月10日	<input checked="" type="checkbox"/> 本市 <input type="checkbox"/> 本市以外	<input checked="" type="checkbox"/> 本市 <input type="checkbox"/> 本市以外	
	秋田市郎	子どもからみた続柄 母の父	都道府県 市区町村	都道府県 市区町村	
	アキタ ナガコ	S41年2月3日	<input checked="" type="checkbox"/> 本市 <input type="checkbox"/> 本市以外	<input checked="" type="checkbox"/> 本市 <input type="checkbox"/> 本市以外	
	秋田長子	子どもからみた続柄 母の母	都道府県 市区町村	都道府県 市区町村	
受養育費状況	昨年中、一昨年中(それぞれ1月から12月までの1年間)に受け取った養育費を記入してください。 ※ない場合は0円と記入してください。				
	昨年中	養育費等の年額	120,000円	支払者の氏名	秋田 市男
	一昨年中	養育費等の年額	0円	支払者の氏名	
添付書類	申請するにあたり、次の書類を合わせて提出してください。 ※ ポイント⑥ の書類の提出を求める場合があります。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証など)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健康保険証の写し				
<input checked="" type="checkbox"/> 保護者および子どもの記載がある戸籍全部事項証明書又は児童扶養手当証書					

すべて記入してください。
 記入後に次の6点について再度確認してください。

ポイント① 確認して必ずチェックを入れてください。

ポイント② 申請者の電話番号は必ず記入してください。

ポイント③ 本年1月1日時点の住所地在「本市」or「本市以外」にしてください。
 ※本市以外の場合はその住所地在を必ず記入してください。
 所得を確認するときに必要です。

ポイント④ 世帯に関係なく、同住所に居住する18歳以上の方を記入してください。

ポイント⑤ 必ず昨年中、一昨年中の両方について記入してください。養育費の受け取りがない場合は、0円と記入します。

ポイント⑥ 健康保険証の写しと戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または本市から交付されている児童扶養手当証書の写しを必ず提出してください。

Q&A(よくある問合せ)

- Q1 住所は現在の住所ですか。
 A1 そのとおりです。現在の住民票の住所地在を記入してください。
- Q2 所得の確認は、保護者だけですか。
 A2 扶養義務者を含め、全員確認します。そのため、全員所得申告が必要です。ただし、誰かの扶養になっている場合は申告の必要はありません。申告が必要な方は、本年1月1日時点の住所地の市区町村に申告してください。所得の確認が出来ない場合は、確認できるまで審査を開始することができませんのでご注意ください。
- Q3 別世帯の扶養義務者とは別生計になっているので、所得確認の対象から外して欲しいのですがどうしたらいいですか。
 A3 同住所で生計を別にしていないことを証明するためには、公共料金の明細など客観的に確認できる書類の提出が必要になります。詳しくは、子ども福祉課にご相談ください。